

幕別町職員の懲戒処分について

「幕別町職員の懲戒処分等に関する基準」に基づき、次のとおり関係職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

事案の概要	<p>部下職員が担当する令和7年度に発注した2件の委託業務において、履行期限内に業務が完了していないにも関わらず、業務が完了したことにして、2件の受注者に対し委託料を支払い、残りの業務については、繰越手続きを経ずに翌年度に実施させようとした不適正な事務処理を行った。</p> <p>この事案が発生したことについては、被処分者が、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたことによるものである。</p> <p>よって、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づく、職務を怠った場合に該当するものである。</p>
懲戒処分の量定	減給（1か月）
懲戒処分年月日	令和8年5月28日
被処分者の職位及び年代	課長職 50歳代